

1 新型コロナウイルス感染症を巡る状況の変化について

- ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発等により、重症化リスクが低減するなど、患者像が変化。
- 今後は、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な医療提供が可能。
- このため、感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることが必要。



<国の基本的対処方針の見直し>

- 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（R3.11.12政府対策本部決定）を踏まえ、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- 「新たなレベル分類の考え方」（R3.11.8コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。（緊急事態宣言：レベル3相当、まん延防止等重点措置：レベル3又はレベル2相当で総合的に判断）
- ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、飲食、イベント、外出・移動等の行動制限を緩和する。

県の対応方針の見直しについて

2 対応方針見直しに係る基本的考え方について

<県の対応方針の見直し>

- 今後の第6波に向けて、医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていく。

(今後の対策)

- ・ 医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化
 - ・ 追加接種を含めたワクチン接種のさらなる推進
 - ・ 「ワクチン・検査パッケージ」をはじめとする国の新たな方針を踏まえた行動制限緩和等への対応
- この方針に基づき、県の対応方針上の行動要請も緩和する。ただし、感染拡大期において、病床のひっ迫等が懸念される場合は、必要な行動制限を行う。
 - 県独自の警報区分（緊急事態宣言、感染拡大緊急警報等）や感染状況区分（赤圏域、オレンジ区域等）など、県民の認知が進み、一定程度定着している仕組みは継続する。

警報等発令の基準について（現行）

＜国の分科会の指標＞

状況	求められる主な対策
ステージ4（感染爆発段階）	
爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 （病床・重症者病床使用率50%以上、1週間10万人当たり新規感染者数25人以上 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の実施 ・不要不急の外出、都道府県間の往來の自粛要請 ・飲食店時短要請 ・イベントの開催制限の更なる厳格化
ステージ3（感染急増段階）	
感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 （病床・重症者病床使用率20%以上、1週間10万人当たり新規感染者数15人以上 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の実施 ・飲食店等への時短要請 ・厳格なイベントの開催制限 ・感染拡大圏域との往來自粛要請
ステージ2（感染漸増段階）	
感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	<ul style="list-style-type: none"> ・3密回避など基本的な感染予防の徹底 ・ワクチン接種の推進
ステージ1（感染散発段階）	
医療提供体制に特段の支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ・3密回避など基本的な感染予防の徹底 ・ワクチン接種の推進

＜県独自の警報等発令の基準＞

警報レベル	発令目安	対応例
レベル4 （緊急事態宣言）	<ul style="list-style-type: none"> ・国ステージ4相当 ※1（各指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
レベル3 （感染拡大緊急警報）	<ul style="list-style-type: none"> ・国ステージ3相当 ※2（各指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
レベル2 （特別警報）	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
レベル1 （警報）	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が1つから3つまで 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
レベル0 （持続的な警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての圏域が緑 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域において緑圏域の対応

※1 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数25人程度

※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数15人程度

警報等発令の基準について（変更案）

<国の分科会の指標>

状況	求められる主な対策
レベル4（避けたいレベル）	
一般医療を大きく制限しても、コロナの医療対応ができない最大確保病床数を越えた数の入院が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる一般医療の制限 ・積極的疫学調査の重点化 ・国が災害医療的な対応として、都道府県の支援や調整
レベル3（対策を強化すべきレベル）	
一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナへの医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができない（病床使用率や重症病床使用率が50%を越えているなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の検討（従来のステージ3, 4相当） ・医療提供体制の強化 ・飲食店やイベントへの制限等の強い対策 ・ワクチン検査パッケージの継続運用又は停止の検討
レベル2（警戒を強化すべきレベル）	
新規陽性者数は増加傾向にあるが、病床数の増加で医療が必要な人への対応ができている	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い行動の回避を呼びかけ ・保健所の体制強化 ・病床を段階的に確保
レベル1（維持すべきレベル）	
安定的に一般医療が確保され、コロナ対応も可能な状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の推進 ・医療提供体制の強化 ・総合的な感染防止対策の継続
レベル0（感染者ゼロレベル）	
新規陽性者数ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の推進 ・医療提供体制の強化 ・総合的な感染防止対策の継続

<県独自の警報等発令の基準>

警報段階	発令目安	対応例
緊急事態宣言 (国レベル3相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・国レベル3と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※1（感染状況や関係指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・国レベル2と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※2（感染状況や関係指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
警報	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が1つから3つまで 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
持続的な警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての圏域が緑 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域において緑圏域の対応

※1 第5波の8月中旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数70人程度を想定）

※2 第5波の8月上旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数35人程度を想定）

圏域ごとの感染状況の区分の指定について（現行）

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例			
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ	感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある（※2）	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
	感染急増圏域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある（※3）	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限
赤					

- ※1 黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定
- ※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数10人程度
- ※3 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度

圏域ごとの感染状況の区分の指定について（変更案）

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例			
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請	
緑	感染未確認圏域	・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄	オレンジ 感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、原則、外出自粛）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

- ※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※3 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定
- ※4 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定

県外との往来・来県等について

■ 県外との往来について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①感染注意地域	2.5人超	往来は感染防止対策の徹底を	-
②感染流行地域	5人超		
③感染拡大地域	15人超	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
④まん延防止等重点措置区域	国指定		
⑤緊急事態措置区域			

■ 県外からの来県について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①まん延防止等重点措置区域	国指定	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
②緊急事態措置区域			

< 県外からの感染持込みリスクへの対応 >

- ワクチン接種者に対しても県のPCR検査支援の積極的な活用の呼びかけを行う。
- 感染拡大時には、国と協議の上、ワクチン・検査パッケージの適用停止などの必要な対応を行う。

■ その他

- ・ 飲食店等に対する営業時間短縮の要請については、国の「まん延防止等重点措置区域」の適用によることを原則とするが、感染拡大防止の観点から必要があれば、県独自の実施を検討